

令和元年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況

—目次—

令和元年秋の年次公開検証対象事業

・ 学校での社会人再教育（リカレント教育）への支援	1
・ 基金	3
・ 水道事業のPFIの推進	4
・ 革新的ICTスタートアップ支援	6
・ ロボット開発支援（介護分野等）	7
・ 地方の創生（総論及び観光・インバウンド中心に）	9
・ 農山漁村の活性化支援	12
・ 地域の公共交通の確保に向けた支援	14
・ 地球温暖化対策（地方公共団体の率的取組支援）	16
・ 地球温暖化対策（物流分野、建設車両分野）	18
・ 保健衛生（肝炎ウイルス対策）	20
・ 新卒・若者向け就業支援	22
・ 海外に向けた日本文化の発信（国際交流基金運営費交付金）	24
・ 中小企業の海外販路開拓支援（JAPANブランド育成・現地進出支援強化事業）	26
・ 地方の創生（地域と関わる「関係人口」の創出拡大等）	30

令和元年「通告」対象事業

- ・ ローカル 10000 プロジェクト 3 3
- ・ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金に必要な経費及び国際宇宙ステーション開発に必要な経費 . . 3 5
- ・ Living History（生きた歴史体感プログラム）事業 3 7
- ・ 公営住宅整備事業 3 9

令和元年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省の対応状況

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	学校での社会人再教育（リカレント教育）への支援		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・リカレント教育において <u>高等教育機関に期待される役割と、各高等教育機関が現状果たせる役割とが十分に検証されておらず不明確</u> であり、また、<u>企業や地域といった社会のニーズがどこにあるのかについて関係者と十分に議論を尽くし把握した上での制度設計となっていない</u>。 ・厚生労働省の所管事業をはじめ、<u>類似する既存事業での取組内容や成果についてよく分析し、活用可能な取組内容や成果を本事業のスキームにビルトインするなど、事業及び予算の重複を排除</u> してより実効性の高いものとなるよう、<u>何が真に必要なのか見極めるなど取組の手順も含め抜本的に見直すべき</u> である。 ・政策誘導の方法として、必ずしも各大学等に対する補助金による方法によらずとも、各地域での先行する地域再生の取組を含めた <u>既存スキームの活用や、授業料負担や企業側の負担など本来誰が費用を負担すべきなのかといった費用負担のあり方の検証</u> も含め、<u>政策誘導の方法を工夫するべき</u> である。別途の政策的後押し（教育訓練給付受給者の倍増等（厚生労働省））もある中、大学等におけるリカレント教育プログラムの開発や学内人材育成については、<u>そもそも大学等自らが、地域社会でのニーズや各学校の特色に応じて魅力的な教育プログラムを開発・実施し、授業料収入を得て運営すればよく、国費まで投入して支援する必要性について精査が必要</u> である。 ・KPI「大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする。」（成長戦略2019）と各事業との関係を明らかにするとともに、これに限らず、<u>アウトカム指標やアウトプット指標について、事業の達成状況をより把握できるものとなるよう工夫するべき</u> である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・リカレント教育において <u>高等教育機関に期待される役割と、各高等教育機関が現状果たせる役割とが十分に検証されておらず不明確</u> であり、また、<u>企業や地域といった社会のニーズがどこにあるのかについて関係者と十分に議論を尽くし把握した上での制度設計となっていない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降は、高等教育機関の現状に関する調査やヒアリングにより実態を把握し、高等教育機関に対する社会のニーズや求められる役割を踏まえた上で、産学連携により制度設計を進めること、より適切な事業運営を行う。 (スケジュール) ・令和2年度事業において、夏頃までに調査やヒアリングを行い、その結果をもとに委員会等で検討を行ない、順次反映していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針を決定した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の所管事業をはじめ、<u>類似する既存事業での取組内容や成果についてよく分析し、活用可能な取組内容や成果を本事業のスキームにビルトインするなど、事業及び予算の重複を排除</u> してより実効性の高いものとなるよう、<u>何が真に必要なのか見極めるなど取組の手順も含め抜本的に見直すべき</u> である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他省庁の事業も含めた関連事業との重複を排除した上で、より効果的・優先度の高い取組に絞り、事業を実施する。 (スケジュール) ・令和2年度予算政府案に反映した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針を決定し、以下のとおり、令和2年度予算政府案に反映させた。 ・次の事業については、喫緊の課題解決ができるよう、より効果的な国費投入の観点からモデル構築箇所等を絞った上で、実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ・専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト (モデル構築箇所の絞り込みを実施) ・社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究 (イベント出展回数への絞り込みを実施) ・大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築 (モデル構築箇所の絞り込みを実施) ・その他の次の事業については、現状の課題分析や事業スキームの検討がより必要であると判断し、令和2年度においては 	

		<p>実施しないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出口一体型地方創生人材養成システム構築事業 ・ 人文・社会科学系大学院リカレント機能高度化プログラム ・ リカレント・ファシリテート人材育成システム構築事業 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策誘導の方法として、必ずしも各大学等に対する補助金による方法によらずとも、各地域での先行する地域再生の取組を含めた <u>既存スキームの活用や、授業料負担や企業側の負担など本来誰が費用を負担すべきなのかといった費用負担のあり方の検証</u> も含め、<u>政策誘導の方法を工夫するべき</u> である。別途の政策的後押し（教育訓練給付受給者の倍増等（厚生労働省））もある中、大学等におけるリカレント教育プログラムの開発や学内人材育成については、<u>そもそも大学等自らが、地域社会でのニーズや各学校の特色に応じて魅力的な教育プログラムを開発・実施し、授業料収入を得て運営すればよく、国費まで投入して支援する必要性について精査が必要</u> である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等が有する機能や役割等を踏まえつつ、国が支援すべき取組と大学等が本来実施すべき取組の棲み分けを行った上で、真に国の支援が必要な取組に対して国費を投入する。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度予算政府案に反映した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定し、以下のとおり、令和2年度予算政府案に反映させた。 ・ 次の事業については、喫緊の課題解決ができるよう、より効果的な国費投入の観点からモデル構築箇所等を絞った上で、実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト（モデル構築箇所の絞り込みを実施） ・ 社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究（イベント出展回数への絞り込みを実施） ・ 大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築（モデル構築箇所の絞り込みを実施） ・ その他の次の事業については、現状の課題分析や事業スキームの検討がより必要であると判断し、令和2年度においては実施しないこととした。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出口一体型地方創生人材養成システム構築事業 ・ 人文・社会科学系大学院リカレント機能高度化プログラム ・ リカレント・ファシリテート人材育成システム構築事業 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ KPI「大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする。」（成長戦略2019）と各事業との関係を明らかにするとともに、これに限らず、<u>アウトカム指標やアウトプット指標について、事業の達成状況をより把握できるものとなるよう工夫するべき</u> である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度に実施する各事業の達成状況をより把握できるアウトカム指標及びアウトプット指標を設定するため、各事業のこれまでの取組状況や成果を踏まえ、今後の波及効果をより詳細に分析・把握し、これまでの各指標が適切なものであるか再検討を行う。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度事業において、夏頃までに調査やヒアリングを行い、その結果を踏まえてより適切なアウトカム・アウトプットを検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定した。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	異常補てん積立基金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・異常補てん積立基金について、近年の発動状況や供給安定のために他の施策も行われていることに鑑みれば、将来の必要見込額算定に当たり、<u>本基金で備えるべき損失の範囲や異常補填発動時の価格動向、国産飼料の供給動向や金融市場の動向も踏まえつつ、現実の契約数量に基づき精度の高い事業見込みを検討したうえで、保有額や保有割合の適正性を精査すべきである。</u> ・精査の結果、<u>余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・異常補てん積立基金について、近年の発動状況や供給安定のために他の施策も行われていることに鑑みれば、将来の必要見込額算定に当たり、<u>本基金で備えるべき損失の範囲や異常補填発動時の価格動向、国産飼料の供給動向や金融市場の動向も踏まえつつ、現実の契約数量に基づき精度の高い事業見込みを検討したうえで、保有額や保有割合の適正性を精査すべきである。</u> 	<p>将来の事業見込額について、外部の専門家等の意見を聞きながら、飼料原料穀物の供給・価格動向、金融市場の動向等の分析を行った上で再度検討を行い、保有額等について精査する。</p> <p>(スケジュール) 令和2年3月末までに専門家等の意見を聞き、分析の対象や手法について方向性を決定する。 令和2年9月までに、上記の方向性に沿った分析を行い、その結果を踏まえて保有額等について精査する。</p>	左記の対応方針・スケジュールを決定した。	
<ul style="list-style-type: none"> ・精査の結果、<u>余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。</u> 	<p>保有額の見直しを行った結果、過大な余剰資金が生じた場合には国庫返納を行う。</p> <p>(スケジュール) 上記日程で保有額の精査を行い、過大な余剰資金が生じた場合には令和2年度中に国庫返納を行う。</p>	左記の対応方針・スケジュールを決定した。	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府、厚生労働省等		
テーマ等	水道事業のPFIの推進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の持続性の確保・効率化のため、水道のPPP/PFI・コンセッションを推進していくべきであり、そのための環境整備が求められる。 ・水道の広域化・共同化は、コンセッションを進める上での前提条件であり、今後、積極的に推進していく必要がある。このため、都道府県における「水道広域化推進プラン」の作成について、一層進めていくことと、自治体の手本となる優良事例・成功事例を構築すべきである。 ・事業の効率化に向けて、受益者負担原則の下、自治体及び住民の方々が正しいコスト意識を持っていただくとともに、<u>共同発注や共同事業を含めて、多様な広域化の検討を国が後押しすべき</u>である。 ・自治体がコンセッション導入や広域化を行うに際しては、関係府省が連帯して、積極的に支援していくべきである。 ・既存の地域プラットフォームの効果を検証するとともに、<u>地元金融機関の積極的な関与を含め、より効果の高い枠組み作りを進めていくべき</u>ではないか。 ・現在起こっている水道管の破裂等のエビデンスに基づいて、<u>水道事業の現状を国民・住民に積極的に正しく伝えていく一層の努力が必要</u>ではないか。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の持続性の確保・効率化のため、水道のPPP/PFI・コンセッションを推進していくべきであり、そのための環境整備が求められる。 ・水道の広域化・共同化は、コンセッションを進める上での前提条件であり、今後、積極的に推進していく必要がある。このため、都道府県における「水道広域化推進プラン」の作成について、一層進めていくことと、<u>自治体の手本となる優良事例・成功事例を構築すべき</u>である。 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法の一部を改正する法律により導入可能となった、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ厚生労働大臣の許可を得てコンセッション方式を導入する制度について、運用の詳細や留意事項を周知するとともに、制度を適切に運用する。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び水道事業者等との懇談会や各種説明会において、多様な連携形態による広域連携の優良事例について、その取組に至ったプロセス等を含めて紹介するなどの横展開を実施し、広域連携の実施を推進する。 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法の一部を改正する法律の施行（令和元年10月1日）に合わせ、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を発出するとともに、「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂した（令和元年9月）。引き続き、新たな制度を適切に運用していく。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者等が参加する地域懇談会、官民連携推進協議会において、優良事例の紹介を行っており、こうした取組みを引き続き実施。さらに、広域連携や官民連携等の事例について内容や生じた課題への対応方法を調査し優良事例集としてとりまとめるために必要な経費を令和2年度政府予算案に計上した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化に向けて、受益者負担原則の下、自治体及び住民の方々が正しいコスト意識を持っていただくとともに、<u>共同発注や共同事業を含めて、多様な広域化の検討を国が後押しすべき</u>である。 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び水道事業者等との懇談会や各種説明会において、多様な連携形態による広域連携の優良事例について、その取組に至ったプロセス等を含めて紹介するなどの横展開を実施し、広域連携の実施を推進する。 <p>・水道事業の広域化を促進するため、水道基盤強化計画等の策定経費や広域化に必要な施設整備に係る費用の一部について、「生活基盤施設耐震化等交付金」により財政支援を行う。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者等が参加する地域懇談会、官民連携推進協議会において、改正水道法の趣旨、住民への広報等についての周知や、優良事例の紹介を行っており、こうした取組みを引き続き実施。さらに、広域連携や官民連携等の事例について内容や生じた課題への対応方法を調査し優良事例集としてとりまとめるために必要な経費を令和2年度政府予算案に計上した。 ・水道事業の広域化を促進するため、引き続き必要な予算を要求する。また、広域連携を更に促進するため、都道府県が実施する水道事業者等における人材確保及び育成業務に対する財政支援に必要な経費を令和2年度政府予算案に計上した。 	

<p>・自治体がコンセッション導入や広域化を行うに際しては、関係府省が連帯して、積極的に支援していくべきである。</p> <p>・現在起こっている水道管の破裂等のエビデンスに基づいて、<u>水道事業の現状を国民・住民に積極的に正しく伝えていく一層の努力が必要</u>ではないか。</p>	<p>【厚生労働省・内閣府等】</p> <p>・コンセッション制度の導入や広域化の推進について、関係府省が連携して制度の周知や技術的助言等の支援を実施する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>・水道事業の現状について、自治体における住民への広報等を推進するほか、厚生労働省としても様々な機会をとらえて周知に努めていく。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>・コンセッション制度の導入に先導的に取り組む地方公共団体に対して、関係府省とも連携して技術的助言等を行い、制度の導入に向けた取組を支援した。こうした取組を引き続き実施。</p> <p>・総務省と連携して、都道府県に対し「水道広域化推進プラン」を令和4年度までに策定するよう要請するとともに、策定を支援するため、マニュアルを策定、周知した。</p> <p>【内閣府】</p> <p>・公共施設等運営権等の導入に係る検討に要する費用を助成することにより、コンセッション事業等の案件形成を促進することを目的とする補助金を令和元年度補正予算案に計上した。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>・水道事業者等が参加する地域懇談会、官民連携推進協議会において、改正水道法の趣旨、住民への広報等について周知を行っており、こうした取組を引き続き実施。</p>	
<p>・既存の地域プラットフォームの効果を検証するとともに、<u>地元金融機関の積極的な関与を含め、より効果の高い枠組み作りを進めていくべき</u>ではないか。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>・地域プラットフォームについて、具体的な案件の形成に結びついたか等、適切に効果を検証するための KPI を設定し PDCA サイクルにより効果の高い支援を実施する。</p> <p>・令和元年に創設した「地域プラットフォームの協定制度」について、地域金融機関が積極的に関与するよう促すなど、効果の高い枠組みの構築を図る。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>・「新経済・財政再生計画 改革工程表 2019」（令和元年第 14 回経済財政諮問会議／令和元年 12 月 19 日）において、「地域プラットフォームを活用して PPP/PFI 事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数」について、2018 年度～2020 年度に 200 団体とする KPI を設定した。（※2018 年度における地方自治体発注の PFI 事業は 41 件）</p> <p>・地方公共団体における PPP/PFI 案件形成を促進するため、地域プラットフォームの形成支援や、地域プラットフォームを通じた具体的な PPP/PFI 案件の事業化支援などを行うために必要な経費を令和 2 年度政府予算案に計上した。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省		
テーマ等	革新的 ICT スタートアップ支援		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業やベンチャーキャピタルは本来自らリスクをとるべきであり、ベンチャーキャピタルは目利きとしての役割を果たさなければならない。<u>国費の投入には公共の利益、資金調達において市場の機能が十分に働かないなど、相当程度の理由が必要であり、厳に慎重な判断が求められる。</u> ・上記に加え、本事業は経済産業省・総務省の既存の事業との重複・類似性が見られることから、<u>改めて新規に本事業を立ち上げる根拠は乏しい。</u> ・<u>研究開発の事業化について、総務省は自前で事業を実施するよりも、一本化を含めて、経済産業省を含む関係省庁との連携を強化していくという方向で、今後見直していくべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時まで決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業やベンチャーキャピタルは本来自らリスクをとるべきであり、ベンチャーキャピタルは目利きとしての役割を果たさなければならない。<u>国費の投入には公共の利益、資金調達において市場の機能が十分に働かないなど、相当程度の理由が必要であり、厳に慎重な判断が求められる。</u> ・上記に加え、本事業は経済産業省・総務省の既存の事業との重複・類似性が見られることから、<u>改めて新規に本事業を立ち上げる根拠は乏しい。</u> ・<u>研究開発の事業化について、総務省は自前で事業を実施するよりも、一本化を含めて、経済産業省を含む関係省庁との連携を強化していくという方向で、今後見直していくべきである。</u> 	<p>指摘事項を踏まえ、令和2年度事業としてスタートアップ・ベンチャーに対する補助事業は実施せず、諸外国の政策動向や国内における課題等の調査研究を実施する。当該調査研究結果を踏まえ、「統合イノベーション戦略」など政府全体の方針に沿って、関係省庁と連携し、研究開発型 ICT スタートアップ・ベンチャーに対する支援策等のあり方について検討を行っていく。</p>	<p>左記の対応方針に基づき、令和2年度に実施する調査研究内容の検討に着手。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	ロボット開発支援（介護分野等）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>ロボット介護機器等福祉用具開発標準化事業</u>」のうち、課題解決型福祉用具実用化開発支援事業については、事業目的である「福祉用具産業の競争力の強化」や「高齢者や障害者、介護者の福祉の増進」の達成状況について把握可能となるアウトカムを設定すべきである。また、<u>ロジックモデルにおける事業全体のインパクトとなる「介護需給ギャップ解消」や「海外市場における事業拡大」</u>について、アウトカムとの因果関係を明確にすべきである。さらに、<u>事業選定や中間評価の際には、技術性を判断する専門家だけでなく、事業性・市場性も評価できる専門家も置くべき</u>である。 ・「<u>革新的ロボット研究開発等基盤構築事業</u>」については、<u>ロジックモデルにおいて個々のアウトカムを設定したうえで、中間目標年度及び目標値を設定すべき</u>であり、<u>毎年度ごとの進捗状況が把握可能となるよう設定すべき</u>である。また、<u>民間企業が負担する賦課金については、最終的な民間企業の便益を踏まえて、見直しを検討すべき</u>である。 ・<u>両事業について、アウトカムが本事業以外の事業と併せて達成されるのであれば、本事業による寄与度を明確にすべき</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>ロボット介護機器等福祉用具開発標準化事業</u>」のうち、<u>課題解決型福祉用具実用化開発支援事業</u>については、<u>事業目的である「福祉用具産業の競争力の強化」や「高齢者や障害者、介護者の福祉の増進」の達成状況について把握可能となるアウトカムを設定すべき</u>である。また、<u>ロジックモデルにおける事業全体のインパクトとなる「介護需給ギャップ解消」や「海外市場における事業拡大」</u>について、<u>アウトカムとの因果関係を明確にすべき</u>である。さらに、<u>事業選定や中間評価の際には、技術性を判断する専門家だけでなく、事業性・市場性も評価できる専門家も置くべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、①事業目的の達成状況が把握可能なアウトカム、及びそのアウトカムとの因果関係が明確なインパクトの設定、②事業性・市場性の評価も踏まえた「中間審査・事後評価委員」の有識者の選定を行うため、年度末までに有識者を交えた関係者との検討会を開催して方向性をとりまとめる。具体には、①については、有識者へのヒアリングを行うとともに、開発現場に近い日本医療研究開発機構及び新エネルギー・産業技術総合開発機構と議論を深めて適切な指標の検討を行い、②については、事業性・市場性を評価する観点から、例えば金融分野に知見の深い専門家などを追加する方向で検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者との検討会の実施を決定。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>革新的ロボット研究開発等基盤構築事業</u>」については、<u>ロジックモデルにおいて個々のアウトカムを設定したうえで、中間目標年度及び目標値を設定すべき</u>であり、<u>毎年度ごとの進捗状況が把握可能となるよう設定すべき</u>である。また、<u>民間企業が負担する賦課金については、最終的な民間企業の便益を踏まえて、見直しを検討すべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業用ロボットの普及施策である要素技術の研究開発に関するアウトカムは、中間目標年度を2027年度と設定し、アウトカム目標をエネルギー効率1.3倍とし、毎年度ごとの進捗状況を把握する。 ・サービスロボットの普及施策であるロボットフレンドリーな環境の実現に関するアウトカムは、食料品製造業、小売業、宿泊業・飲食サービス業それぞれにおけるロボットフレンドリーな環境の実装率を基準とする。実装率とは、本事業に基づき得られた実装モデルが、各業界においてどのくらい導入されたのかを指すもの。例えば、ある業界において1割シェアを有する企業が導 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトカム目標の中間目標年度をレビューシートに記載。 	

	<p>入事例を創出した場合、当該業界の実装率は10%増加する。中間目標年度を2027年度と設定し目標値を30%とし、毎年度ごとの進捗状況を把握する。また、最終年度2029年の目標値を50%とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要素技術の研究開発に関する補助率については、本来であればこのような要素技術に関する基礎研究は委託で実施するところ、国任せにせず産業界のコミットを得ながら事業を実施し実用化まで見据えた体制を構築すべく、補助率は引き続き3分の2とする。一方、ロボットフレンドリーな環境の実現に関する補助率については、本事業は来年度が初年度のため、2020年度以降、成果の状況を踏まえて見直しを検討することとする。 		
<p>・<u>両事業について、アウトカムが本事業以外の事業と併せて達成されるのであれば、本事業による寄与度を明確にすべき</u>である。</p>	<p>【ロボット介護機器等福祉用具開発標準化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在設定しているアウトカムは、事業目的の達成状況の把握や寄与度の算出が難しく、指標として不十分のため、指摘を踏まえ、把握可能なアウトカムの設定を行うため、年度末までに有識者を交えた関係者との検討会を開催して方向性をとりまとめる。 <p>【革新的ロボット研究開発等基盤構築事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー効率1.3倍は、当該予算事業において達成することを想定。 ロボットフレンドリーな環境の実装率の向上は、当該予算事業以外の事業と合わせて達成されるものではなく、当該予算事業において達成するものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 有識者との検討会の実施を決定。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府、国土交通省		
テーマ等	地方の創生（総論及び観光・インバウンド中心に）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進交付金については、地域再生のための重要なツールである。事業の採択・執行にあたっては、施策の目的に沿って効果的、かつ交付期間終了後の自走・自立を見据えるべきである。そのため、単年度の短期的な検証ではなく、<u>複数年度にわたる中長期的アウトカムの厳格な検証等を行う</u>とともに、KPI 設定の優良事例の紹介など、<u>事業の評価の適正性を検証する必要がある</u>。また、<u>第一次総合戦略の仕組み自体の総括や交付金事業自体の効果測定も更に厳格に行っていく必要がある</u>。 ・DMO 創設が目的となっており、効果が不明確で検証もできていない。今後は、DMO を増やすことではなく、メリハリをつけた支援が必要である。また、<u>調査業務や海外への情報発信は原則 JNTO に一元化する</u>などし、<u>DMO への支援事業については、コンテンツ開発や受入環境の整備等の着地整備を最優先にする</u>など、既存組織では行っていなかったことに取り組むべきである。 ・世界水準の DMO を目指すには、地域の主体的な参画を確保するとともに、外部専門人材の登用については、観光振興のために推進すべきものであるが、人材の多様化に資するよう、多様な業種から、観光振興に具体的な実績を持った者が登用されるように仕組みを構築すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進交付金については、地域再生のための重要なツールである。事業の採択・執行にあたっては、施策の目的に沿って効果的、かつ交付期間終了後の自走・自立を見据えるべきである。そのため、<u>単年度の短期的な検証ではなく、複数年度にわたる中長期的アウトカムの厳格な検証等を行う</u>とともに、KPI 設定の優良事例の紹介など、<u>事業の評価の適正性を検証する必要がある</u>。また、<u>第一次総合戦略の仕組み自体の総括や交付金事業自体の効果測定も更に厳格に行っていく必要がある</u>。 	<p>指摘を踏まえ、以下のとおり行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な事業の採択については、自立性や KPI の実績等を踏まえた、より厳格な審査を実施。 ○ 中長期的な検証については、従来実施している事業期間中の交付金活用事業の効果検証に加え、事業期間終了後の交付金活用事業のフォローアップのあり方を「地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備交付金事業の効果検証に関する調査検討委員会」（以下、効果検証委員会という。）において検討。 ○ 事業の評価の適正性の検証については、ガイドラインにおいて事業類型ごとの代表的な KPI 設定の例示等、記載を拡充させる方向で、効果検証委員会において検討。 ○ 第1期総合戦略の仕組み自体の総括については、「第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会」等において実施済み。 ○ 交付金事業の効果測定については、これまで、効果検証委員会において、KPI の達成状況や経済波及効果等を算出していたところだが、より適切な算出方法等を効果検証委員会において検討。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用の厳格化について、令和2年度予算政府 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会においてこれまでの取組の成果や課題を総括するとともに、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けた KPI 検討会において第2期における政策体系の整理や KPI の見直し等が行われた。これを踏まえ、令和元年12月20日、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。 ○ 令和2年度の交付金については、効果的な事業の採択に向けて、以下のとおり運用ルールの厳格化を図ることとした。 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度までの KPI の達成（見込み）状況を踏まえた事業の見直し内容等の分析が不十分である場合は変更や継続を認めないことを明確化。 ・ KPI 未達の事業を増額する場合、原則として、第三者評価を経ることを申請の要件として新設。 ・申請様式に計画時の自主財源額の実績（見込み）値を記載する欄及び目標未達である場合の理由及びそれを踏まえた見直し内容を記載する欄を新たに追加し、これらを増額変更の可否等の判断に活用。 ・他の地方公共団体と連携して事業を実施することが、効果的かつ効率的なものについては、広域連携事業とすることが望ましい（特に観光分野）ことを明記。 ・評価基準において、民間資金の導入計画・目標に関する記載を促し、民間資金を得て事業実施する場合には高い評価とする。 ・特に観光関連の補助金については、概要等をリスト化し、申請様式にこれら予算との重複排除に関するチェック欄を設ける。 	

<p>・世界水準のDMOを目指すには、地域の主体的な参画を確保するとともに、外部専門人材の登用については、観光振興のために推進すべきものであるが、人材の多様化に資するよう、多様な業種から、観光振興に具体的な実績を持った者が登用されるように仕組みを構築すべきである。</p>	<p>(対応方針)</p> <p>・「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」の中間とりまとめを踏まえ、今年度実施している海外事例調査の結果等をもとに、地域の主体的な参画を確保するための方策を検討するとともに、観光振興について実績を有する多様な外部専門人材の登用を促進するため、世界水準のDMO形成促進事業において、観光地域づくり法人(DMO)と専門人材のマッチングの仕組みを導入する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>・地域の主体的な参画を確保するための方策について、令和2年度中の運用開始を目指すとともに、令和2年度の世界水準のDMO形成促進事業の実施に当たって、観光地域づくり法人(DMO)と専門人材のマッチング(令和2年度早々に事業者と契約を締結)を実施する。</p>	<p>左記の事項を対応することを決定した。</p>	
--	---	---------------------------	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	農山漁村の活性化支援		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の減少・高齢化の著しい農山漁村コミュニティの持続性の確保・発展は国民共通の政策課題である。 ・本事業は、消費者の農山漁村コミュニティへの関心の高まり等を背景に、地域の強みを活かした今後の方向性の策定と合意から、消費者と生産者の交流や移住・定住等の促進を通じて、農山漁村コミュニティの自立、維持発展を図るものであり、重要な政策課題に取り組む事業である。具体的には、コミュニティでの合意形成から実行段階まで、それぞれのフェーズや選択に応じて、具体的な6つの対策に取り組んでおり、これらは、コミュニティに対し、今後向かうべき方向性の選択を示し、インセンティブとしても寄与している。 ・今回のレビューのプロセスを通じて、ロジックモデルを活用し、6つの対策がいかなる効果を具体的に発揮しているのか、検討を重ねてきた。農林水産省から示されたように、具体的な把握はこれからであり、ロジックモデルの整合性にもまだ課題は残るが、それぞれの対策と目標の論理的整合性についての改善の方向性は見えてきている。今後は、これまでの検討を活かし、<u>個々の対策がいかに目標に寄与しているのかが明らかになるよう、論理的関連性を意識しつつ、アウトカムを段階的に設定するなど改善を行うべき</u>である。 ・特に、<u>アウトカムの段階的な設定においては、本事業が、農山漁村の自立・発展に至るプロセスへの貢献を検証するため、事業の前後での当該地域における所得や雇用の変化やコミュニティ存続への意欲等、定期的にデータを把握するように努めるとともに、長期アウトカムや社会インパクトについても、事業の目的にある「所得の向上」や「雇用の拡大」等への寄与を定量的に測るものへと可能な限り見直すべき</u>である。 ・なお、<u>これまでの事業において不用や繰越しが多数生じていることに鑑み、事業の利用動向等の把握・分析に努めるとともに、また、農山漁村コミュニティの今後の変化に応じて、ターゲットを明確化し、対策メニューや事業対象地域の重点化や見直し等、事業のあり方を随時見直していくべき</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・今回のレビューのプロセスを通じて、ロジックモデルを活用し、6つの対策がいかなる効果を具体的に発揮しているのか、検討を重ねてきた。農林水産省から示されたように、具体的な把握はこれからであり、ロジックモデルの整合性にもまだ課題は残るが、それぞれの対策と目標の論理的整合性についての改善の方向性は見えてきている。今後は、<u>これまでの検討を活かし、個々の対策がいかに目標に寄与しているのかが明らかになるよう、論理的関連性を意識しつつ、アウトカムを段階的に設定するなど改善を行うべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のとおり対応する。 ① 指摘を踏まえ、各対策の目標への寄与や論理的関連性が明確になるよう令和2年度の農山漁村振興交付金における体系の見直しを行う。 ② ①の見直しを踏まえて、各対策の成果をより適切に把握、評価できるよう段階的なアウトカムの設定及びロジックモデルの見直しを行う。 <p style="text-align: center;">(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年度政府予算案概算決定(12月)。 ② アウトカムを令和2年3月までに見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 「地域活性化対策」をスタートアップの事業として位置付けるとともに、他対策を取組の具体化及び実行を行う事業として位置付ける等、本交付金の体系の見直しを行った。 ② アウトカムの設定及びロジックモデルの見直しについて検討を開始した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に、<u>アウトカムの段階的な設定においては、本事業が、農山漁村の自立・発展に至るプロセスへの貢献を検証するため、事業の前後での当該地域における所得や雇用の変化やコミュニティ存続への意欲等、定期的にデータを把握するように努めるとともに、長期アウトカムや社会インパクトについても、事業の目的にある「所得の向上」や「雇用の拡大」等への寄与を定量的に測る</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の前後での当該地域の所得や雇用の変化、コミュニティ存続への意欲等の定期的なデータの把握方法について検討を行う。 ○ また、把握したデータの内容も踏まえ長期アウトカム等の見直しを行う。 <p style="text-align: center;">(スケジュール)</p> <p>定期的なデータの把握方法について、令和2年3月までに決定するとともに、長期アウトカム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的なデータの把握方法、長期アウトカム等の見直しについて検討を開始した。 	

<p><u>ものへと可能な限り見直すべき</u>である。</p>	<p>等のあり方について、令和2年8月までに見直す。</p>		
<p>・なお、これまでの事業において不用や繰越しが多数生じていることに鑑み、<u>事業の利用動向等の把握・分析に努める</u>とともに、また、<u>農山漁村コミュニティの今後の変化に応じて、ターゲットを明確化し、対策メニューや事業対象地域の重点化や見直し等、事業のあり方を随時見直していくべき</u>である。</p>	<p>○ 過年度における不用、繰越しの要因の把握・分析を行うとともに、対策メニューによっては改めて要望量調査等による事業の利用動向等の把握・分析を行い、適切な予算額となるよう令和2年度予算に反映する。また、引き続き令和3年度予算の概算要求に反映する。</p> <p>(スケジュール) 令和2年度政府予算案概算決定(12月)。 令和3年度予算概算要求(8月)に反映する。</p> <p>○ 事業のあり方の見直しについては以下の通り対応する。</p> <p>① 対象メニューの重点化として、基本方針2019及び農業生産基盤強化プログラムを踏まえ、条件不利地域である中山間地域の振興に特化した「中山間地農業推進対策」を本交付金の対策として新設する。</p> <p>② また、これまでの6つの対策については、ターゲットを明確化し、真に必要な地域に支援が重点化されるよう、採択要件や加点措置による優先順位の設定等を検討。</p> <p>(スケジュール) ① 令和2年度政府予算案概算決定(12月)。 ② 令和2年度公募から反映する。</p>	<p>○ 不用、繰越しに関しては、一部の対策メニューについて改めて地域の要望量調査等による事業の利用動向等の把握・分析を行い、令和2年度予算が適切な予算額となるよう対応した。</p> <p>○ 対策メニューの重点化・見直しについては、中山間地域における支援を重点化するため、「中山間地農業推進対策」を新設した。</p> <p>○ また、事業対象地域の重点化・見直しについては、6つの対策について真に必要な地域に支援が重点化されるよう、採択要件や加点措置による優先順位の設定等について検討を開始した。</p>	<p>○ 「基本方針2019(第4次安倍第2次改造内閣)(令和元年9月11日閣議決定)」 https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2019/0911kihonhousin.html</p> <p>○ 「農業生産基盤強化プログラム(令和元年12月10日閣議決定)」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/dai26/gijisidai.html</p>

<ul style="list-style-type: none"> これまでの補助の仕組みでは赤字路線の拡大に歯止めをかけられていない。そのことを踏まえ、バス事業者の業務連携、バス会社間の提携・合併等のスケールメリットによる合理化、バスに貨物に乗せる貨客混載など、<u>バス事業者の収支改善の取組を効果的に促すような仕組みに補助制度を見直すべき</u>である。 また、現行の制度が、地方の公共交通の現状に即したものとなっているのか検証し、病院や企業など既存の民間事業者が所有するバスなどとの連携をはじめとしたシェアリングエコノミーなどを行うことで、<u>将来にわたって地域公共交通を維持するための方策を検討すべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> 乗合バス事業者等が行う共同経営や合併について、独占禁止法の適用を除外するための特例法案を検討し、バス事業者間の連携・合併を促す環境を整備する。 幹線バスの生産性向上に当たっては、バス事業者に対し、バス事業者の業務連携等によるスケールメリットの合理化を含め、取組の事例を周知し、そのフォローアップや計画への反映を通じて、収支改善の努力を促す。 (スケジュール) 令和2年通常国会への関連法案の提出を視野に、交通政策審議会において、検討を進めている。(令和2年1月中に中間とりまとめを行う予定) 令和2年度予算において、車両改造費への補助を創設し、乗合バス等における貨客混載の導入を促す。 (スケジュール) 令和2年度予算案へ反映する。 地域公共交通活性化再生法の見直しに当たって、地方公共団体が作成するマスタープラン(地域公共交通計画(仮称))において、鉄道、バス等の公共交通だけでなく、スクールバス、福祉輸送等との連携を位置づけるよう促すことを検討する。 あわせて、通院バス、福祉施設へのバス、スクールバス等の活用については、地方公共団体に対し、取組の事例や、補助要件に該当すれば、地域内フィーダー系統補助の対象にもなり得る旨を周知する。 (スケジュール) 令和2年通常国会への関連法案の提出を視野に、交通政策審議会において、検討を進めている。(令和2年1月中に中間とりまとめを行う予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房において、令和2年通常国会への関連法案の提出を視野に検討を進めており、国土交通省においても連携して対応している。 左記の事項を対応することを決定。 左記の事項を対応することを決定し、令和2年度予算案へ反映した。 左記の事項を対応することを決定。 	
---	---	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	環境省		
テーマ等	地球温暖化対策（地方公共団体の率的取組支援）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2削減に関する全体目標における本事業の位置づけと想定される貢献度（目標）を明確にする必要がある。そのためには、効果算出における比較対象の丁寧な検討、設備導入の前倒しによる効果の測定、補助対象となる地方公共団体の規模による効果比較、横展開による実質的效果などを通じた多面的・複層的な因果関係の提示が求められる。それをもとに、段階的な目標設定とそれに向けた合理的な事業選択を行い、実施過程と効果測定を、横展開を含め、明確にしながら実施すべきである。 ・ ただし、温暖化対策の推進が義務付けられている地方公共団体は、庁舎整備計画等と連携した実効的なCO2削減計画の策定とその実施に自立かつ積極的に取り組むべきであり、その実施を確実にしていくために、官民間問わず効果的な取り組みの情報共有を推進するとともに、CO2削減に関する責任を明確化する新たな仕組みを検討し、同時に本事業のあり方をその必要性の有無も含め抜本的に見直す必要がある。 ・ また、国際的な公約の実行という観点に立つと、個別事業の積み上げを合算していく現在の方法ではなく、全体目標を達成するために、費用対効果や規模からみて社会全体のなかでもっとも効果的な取り組みに対し、省庁・部門の枠を越えて資源配分を強化するという俯瞰的・戦略的な手法が必要である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>CO2削減に関する全体目標における本事業の位置づけと想定される貢献度（目標）を明確にする必要がある。そのためには、効果算出における比較対象の丁寧な検討、設備導入の前倒しによる効果の測定、補助対象となる地方公共団体の規模による効果比較、横展開による実質的效果などを通じた多面的・複層的な因果関係の提示が求められる。それをもとに、段階的な目標設定とそれに向けた合理的な事業選択を行い、実施過程と効果測定を、横展開を含め、明確にしながら実施すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体において自立かつ積極的に取り組む必要性等を踏まえ、令和2年度予算政府案において継続事業分の予算額のみを計上し、新規事業については計上しないこととする。 ・ また、本事業は継続事業のみを行うものの、今回のご指摘を踏まえ、本事業の実施による効果に関する多面的・複層的な因果関係について過年度実施事業の実績を基に検討し、実施過程と効果測定（横展開を含む。）を明確にしながら実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ただし、温暖化対策の推進が義務付けられている地方公共団体は、庁舎整備計画等と連携した実効的なCO2削減計画の策定とその実施に自立かつ積極的に取り組むべきであり、その実施を確実にしていくために、官民間問わず効果的な取り組みの情報共有を推進するとともに、CO2削減に関する責任を明確化する新たな仕組みを検討し、同時に本事業のあり方をその必要性の有無も含め抜本的に見直す必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されている地方公共団体の責務が適切に果たされるよう、「地方公共団体実行計画支援システム（LAPSS）」を活用して、庁舎整備計画等と連携した地方公共団体実行計画の策定を推進するとともに、官民間問わず効果的な取組の情報共有を推進する。 ・ また、地方公共団体において自立かつ積極的に取り組む必要性等を踏まえ、令和2年度予算政府案において継続事業分の予算額のみを計上し、新規事業については計上しないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定した。 	

<ul style="list-style-type: none"> また、国際的な公約の実行という観点に立つと、個別事業の積み上げを合算していく現在の方法ではなく、<u>全体目標を達成するために、費用対効果や規模からみて社会全体のなかでもっとも効果的な取り組みに対し、省庁・部門の枠を越えて資源配分を強化するという俯瞰的・戦略的な手法が必要</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体目標は予算事業のみで達成するものではないこともあり、指摘頂いた内容を参考にしつつ、今後改定が予定されている地球温暖化対策計画の中でどのようなことが出来るか検討を行う。 	<p>—</p>	
--	---	----------	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	環境省		
テーマ等	地球温暖化対策（物流分野、建設車両分野）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>C02削減に関する全体目標における本事業の位置づけと想定される貢献度（目標）をより明確にする必要がある</u>。そのためには、効果の算出についてはコストの範囲を適切に含めた <u>比較対象の丁寧な検討や買い替えの前倒し効果の適切な定量分析、波及効果（横展開や価格低減効果）については実現過程の分析が必要</u>である。その上で、当事業における <u>因果関係を多面的・複合的に示し、段階的な目標の設定やそのための事業のあり方を見直すべき</u>である。 ・ ただし、本事業が民間の資産取得への補助であることの是非の問題、人手不足対策、防災・国土強靱化、中小企業対策といった C02 削減対策以外における効果があるという点、さらに事業者側の中長期的なメリットを踏まえると、<u>対象事業は補助金なしでの自立的な普及を期待すべきものである</u>とともに、規制もしくは公共事業等での優遇など <u>他の政策・手段による普及支援も可能であり、本事業の考え方・あり方を抜本的に見直す必要がある</u>。 ・ また、国際的な公約の実行という観点に立つと、個別事業の積み上げを合算していく現在の方法ではなく、<u>全体目標を達成するために、費用対効果や規模からみて社会全体のなかでもっとも効果的な取り組みに対し、省庁・部門の枠を越えて資源配分を強化するという俯瞰的・戦略的な手法が必要</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>C02削減に関する全体目標における本事業の位置づけと想定される貢献度（目標）をより明確にする必要がある</u>。そのためには、効果の算出についてはコストの範囲を適切に含めた <u>比較対象の丁寧な検討や買い替えの前倒し効果の適切な定量分析、波及効果（横展開や価格低減効果）については実現過程の分析が必要</u>である。その上で、当事業における <u>因果関係を多面的・複合的に示し、段階的な目標の設定やそのための事業のあり方を見直すべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回のご指摘を踏まえ、今後実施する事業について、段階的な目標設定やそのための本事業のあり方を見直すこととする。 ・ 「物流分野における C02 削減対策促進事業」については補助金なしでの自立的な普及の可能性等を踏まえ、令和2年度予算政府案において原則として予算を計上しないこととした上で、予算計上した一部の事業については、補助率の見直しや補助対象の絞り込みにより、物流脱炭素化と社会変革を同時実現する先進技術の導入事業に重点化する。また、波及効果について多面的・複層的な実現過程の分析を行えるよう検討する。 ・ 「ICT 活用による特殊自動車の省エネルギー補助事業」については、他の政策・手段による普及支援が可能であること等を踏まえ、令和2年度予算政府案において予算額を計上しないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、本事業が民間の資産取得への補助であることの是非の問題、人手不足対策、防災・国土強靱化、中小企業対策といった C02 削減対策以外における効果があるという点、さらに事業者側の中長期的なメリットを踏まえると、<u>対象事業は補助金なしでの自立的な普及を期待すべきものである</u>とともに、規制もしくは公共事業等での優遇など <u>他の政策・手段による普及支援も</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「物流分野における C02 削減対策促進事業」については補助金なしでの自立的な普及の可能性等を踏まえ、令和2年度予算政府案において原則として予算を計上しないこととした上で、予算計上した一部の事業については、補助率の見直しや補助対象の絞り込みにより、物流脱炭素化と社会変革を同時実現する先進技術の導入事業に重点化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定した。 	

<p><u>可能であり、本事業の考え方・あり方を抜本的に見直す必要</u>がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「ICT活用による特殊自動車の省エネルギー補助事業」については、他の政策・手段による普及支援が可能であること等を踏まえ、令和2年度予算政府案において予算額を計上しないこととする。 		
<ul style="list-style-type: none"> また、国際的な公約の実行という観点に立つと、個別事業の積み上げを合算していく現在の方法ではなく、<u>全体目標を達成するために、費用対効果や規模からみて社会全体のなかでもっとも効果的な取り組みに対し、省庁・部門の枠を越えて資源配分を強化するという俯瞰的・戦略的な手法が必要</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体目標は予算事業のみで達成するものではないこともあり、指摘頂いた内容を参考にしつつ、今後改定が予定されている地球温暖化対策計画の中でどのようなことが出来るか検討を行う。 	-	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	保健衛生（肝炎ウイルス対策）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎対策基本指針を基に実施される肝炎総合対策は、早期発見・早期治療により重症化を防ぐためには、非常に重要なものである。事業を効果的・効率的に行うに当たり、まずは、受検、受診、受療、フォローアップ等の各ステップにおいて、性別、世代別、地域別、雇用形態別等の受検者・未受検者の状況、陽性判明者の受療状況をはじめとした現状を正確に把握するよう努めるとともに、対応が必要となる対象を明確化したうえで有効な手段を用いた対策となっているか見直し等を検討すべきである。例えば、雇用されている者はウイルス検査を伴う健康診断が可能であることから、保険者を通じた受検状況の調査等、最も簡素かつ有効な手段を検討すべきである。 ・広報については、現状把握に伴い、対応が必要となる対象の明確化を受けて有効な手法となっているか見直しに向けた検討を行うとともに、普及啓発効果の適切な把握や市町村等の他の広報主体による事業との重複にも留意すべきである。 ・検査結果が陽性の者や経過観察を要する者は、その後の適切な受診・受療が重症化予防に向けて重要であるところ、地域でのフォローアップ、相談体制が有効に機能しているか検証する必要がある。例えば、肝炎医療コーディネーターについては、期待される効果に繋がっているか等を検証し、それらの結果を踏まえ、必要に応じて活用方策等の見直しを検討すべきである。 ・上記見直しに当たっては、地域の取組状況をはじめとする地域差の要因等も分析することにより、都道府県等に対する補助メニューの見直しを含め、肝炎対策関連予算の中での予算配分の見直しも検討したうえで、各施策の成果を適切に測ることが出来るようなアウトカムを追加し、事業効果を検証する仕組みとすべきである。その際、改善が図れるものは速やかに改善するとともに、検討・調整に時間を要するものがある場合には、令和3年度における次期肝炎対策基本指針改定に向けて検討を進めるべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎対策基本指針を基に実施される肝炎総合対策は、早期発見・早期治療により重症化を防ぐためには、非常に重要なものである。事業を効果的・効率的に行うに当たり、まずは、受検、受診、受療、フォローアップ等の各ステップにおいて、性別、世代別、地域別、雇用形態別等の受検者・未受検者の状況、陽性判明者の受療状況をはじめとした現状を正確に把握するよう努めるとともに、対応が必要となる対象を明確化したうえで有効な手段を用いた対策となっているか見直し等を検討すべきである。例えば、雇用されている者はウイルス検査を伴う健康診断が可能であることから、保険者を通じた受検状況の調査等、最も簡素かつ有効な手段を検討すべきである。 	<p>指摘を踏まえ、受検からフォローアップまでの各ステップにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に各ステップ毎の性別、年代別、受検場所等のデータ提供を依頼すること ・保険者等の職域実施分についてデータの収集について研究者と相談しながら進めること <p>により現状の把握を進めることとする。</p> <p>また、現状の把握を踏まえた取組の見直し等の検討については、肝炎対策推進協議会において令和2年6月から議論を開始予定の次期肝炎対策基本指針の改定にあわせて行うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対し、データの保有状況に関する調査への回答を依頼した。（保有状況の確認は令和元年12月末までとし、今後、各個別のデータについて年度内を目途に集約する予定） ・研究者に対し、データの収集方法について検討を依頼した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報については、現状把握に伴い、対応が必要となる対象の明確化を受けて有効な手法となっているか見直しに向けた検討を行うとともに、普及啓発効果の適切な把握や市町村等の他の広報主体による事業との重複にも留意すべきである。 	<p>上記の検討を踏まえ、有効な手法の検討を行うこととする。</p>		

<p>る。</p>			
<p>・検査結果が陽性の者や経過観察を要する者は、その後の適切な受診・受療が重症化予防に向けて重要であるところ、地域でのフォローアップ、相談体制が有効に機能しているか検証 する必要がある。例えば、肝炎医療コーディネーターについては、期待される効果に繋がっているか等を検証し、それらの結果を踏まえ、必要に応じて活用方策等の見直しを検討すべき である。</p>	<p>肝疾患相談・支援センターにおける相談件数、相談内容等のデータ収集、肝炎医療コーディネーターの配置状況（職種、配置場所、活動状況等）のデータ収集、配置の考え方、評価手法の検討、さらには各都道府県等におけるフォローアップにおける肝疾患相談・支援センターや肝炎医療コーディネーターの関与等の実施体制の把握等を踏まえ、上記の検討にあわせて行うこととする。</p>	<p>・都道府県に対し、フォローアップの実施体制、肝疾患相談・支援センターにおける相談件数、相談内容等のデータについて依頼した。（データの提出を令和2年2月中旬の締め切りとし、年度内を目途に集約する予定） ・肝炎医療コーディネーターについて、都道府県に対し、配置状況に関するデータ提供を依頼するとともに、配置の考え方、評価手法の検討等について研究者に依頼した。</p>	
<p>・上記見直しに当たっては、地域の取組状況をはじめとする 地域差の要因等も分析することにより、都道府県等に対する補助メニューの見直しを含め、肝炎対策関連予算の中での予算配分の見直しも検討したうえで、各施策の成果を適切に測ることが出来るようなアウトカムを追加し、事業効果を検証する仕組みとすべき である。その際、改善が図れるものは速やかに改善するとともに、検討・調整に時間を要するものがある場合には、令和3年度における次期肝炎対策基本指針改定に向けて検討を進めるべき である。</p>	<p>上記の検討にあわせて行うこととする。 アウトカム指標の追加については、上記の検討にあわせて行うこととするが、現状の取組においても各施策の成果を適切に検証することができるよう必要に応じて指標の追加を検討する。 現状の把握を踏まえた取組の見直し等の検討にかかるものについては、令和2年6月から議論を開始予定の次期肝炎対策基本指針の改定にあわせて行うこととする。</p>	<p>・現状の取組におけるアウトカム指標の追加について検討を開始した。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	新卒・若者向け就業支援		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・リーマンショック後と比べ就業率・失業率等の雇用環境は大幅に改善しており、また、就職氷河期世代への重点支援が開始される昨今の状況変化を踏まえれば、これらの事業について全体的な見直しを加えるべき時期にあると考えられる。<u>各事業の位置付けや対象者、支援内容等にあらためて整理すべき点がないかを検討し、必要に応じた見直しを実施した上で、各事業が有機的に連携し効果的な事業となるよう改善を図るべき</u>である。なお、各事業の直接的な効果を測定できるアウトカム目標を設定し、適切な成果が得られているか検証できるようにすべきである。 ・「<u>新卒応援ハローワーク</u>」や「<u>わかものハローワーク</u>」等について、各施設当たりの支援件数等の設置効果などを改めて分析し、インターネットやSNSの活用による<u>合理化の視点等を踏まえつつ、必要に応じて設置数の縮小や統合、ハローワーク本体への吸収等による合理化を検討し、計画的に実行すべき</u>である。 ・その際、<u>新卒応援ハローワークの学卒ジョブサポーター及びわかものハローワークの就職支援ナビゲーターについては、求められるスキルに共通性が高いと見込まれることから、ハローワーク本体における氷河期世代支援を含め、支援対象者に関係なくいずれの支援業務も遂行できる者として採用する仕組みとする等の合理化を進められるよう検討すべき</u>である。併せて、適正配置を進めるため、<u>それぞれの地域における学卒ジョブサポーターや就職支援ナビゲーターの人数や各種の実績を把握できるよう運用改善を検討すべき</u>である。また、<u>新卒者が増えている中においても新卒応援ハローワークの利用者数が減少していることや高い新卒者の就職率を踏まえ、学卒ジョブサポーターに関する業務に割り当てるべき人員数の見直しを検討すべき</u>である。なお、<u>これらの見直しを行うことにより、限られた人的資源や財源を就職氷河期世代の支援等へ有効活用すべき</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・リーマンショック後と比べ就業率・失業率等の雇用環境は大幅に改善しており、また、就職氷河期世代への重点支援が開始される昨今の状況変化を踏まえれば、これらの事業について全体的な見直しを加えるべき時期にあると考えられる。<u>各事業の位置付けや対象者、支援内容等にあらためて整理すべき点がないかを検討し、必要に応じた見直しを実施した上で、各事業が有機的に連携し効果的な事業となるよう改善を図るべき</u>である。なお、各事業の直接的な効果を測定できるアウトカム目標を設定し、適切な成果が得られているか検証できるようにすべきである。 	<p>指摘を踏まえ、各事業の位置づけや対象者、支援内容等について各事業が有機的に連携し効果的な事業となるよう必要に応じた見直しを検討する。</p> <p>また、各事業の直接的な効果を測定できるアウトカム目標の設定について併せて検討する。 (スケジュール)</p> <p>令和2年度中に検討を行うとともに、必要に応じて令和3年度予算に反映させる。</p>	左記の対応方針を決定した。	
<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>新卒応援ハローワーク</u>」や「<u>わかものハローワーク</u>」等について、各施設当たりの支援件数等の設置効果などを改めて分析し、インターネットやSNSの活用による<u>合理化の視点等を踏まえつつ、必要に応じて設置数の縮小や統合、ハローワーク本体への吸収等による合理化を検討し、計画的に実行すべき</u>である。 	<p>指摘を踏まえ、各事業の実績、設置効果等を改めて分析し、必要に応じて各施設の合理化等について検討する。 (スケジュール)</p> <p>令和2年度中に検討を行うとともに、必要に応じて令和3年度予算に反映させる。</p>	左記の対応方針を決定した。	

<p>・その際、<u>新卒応援ハローワークの学卒ジョブサポーター及びわかものハローワークの就職支援ナビゲーター</u>については、<u>求められるスキルに共通性が高いと見込まれることから、ハローワーク本体における氷河期世代支援を含め、支援対象者に関係なくいずれの支援業務も遂行できる者として採用する仕組みとする等の合理化を進められるよう検討すべき</u>である。併せて、<u>適正配置を進めるため、それぞれの地域における学卒ジョブサポーターや就職支援ナビゲーターの人数や各種の実績を把握できるよう運用改善を検討すべき</u>である。また、<u>新卒者が増えている中においても新卒応援ハローワークの利用者数が減少していることや高い新卒者の就職率を踏まえ、学卒ジョブサポーターに関する業務に割り当てるべき人員数の見直しを検討すべき</u>である。なお、<u>これらの見直しを行うことにより、限られた人的資源や財源を就職氷河期世代の支援等へ有効活用すべき</u>である。</p>	<p>指摘を踏まえ、一部の相談員を就職氷河期世代対策へ振替えるとともに、新卒、フリーター等の支援対象者に関わらずいずれの支援業務も行えるよう、令和2年度以降「学卒ジョブサポーター」を「就職支援ナビゲーター」に一本化し、新卒応援ハローワーク及びわかものハローワークにおける利用者数や就職実績等の業務実績に応じたナビゲーター（令和元年度までのジョブサポーターを含む）の配置数見直しを行う。</p>	<p>以下のとおり見直しを行い、一部の相談員については就職氷河期世代対策へ振替えを行った。</p> <p><見直し内容> ※令和2年度概算要求→令和2年度予算案</p> <p>新卒者対策</p> <p>学卒ジョブサポーター数 1,238人 →就職支援ナビゲーター数 1,169人（▲69人）</p> <p>フリーター対策</p> <p>就職支援ナビゲーター数 264人→238人（▲26人）</p>	
--	--	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	外務省		
テーマ等	海外に向けた日本文化の発信（国際交流基金運営費交付金）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期中期計画において、文化芸術交流事業を通して、「文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する」こと等を目的としているが、文化芸術交流事業のうち毎年継続的に実施している事業（造形美術、舞台芸術、出版、映像、放送コンテンツ）については、<u>中期目標に到達するための段階的な個別分野ごとの適切なアウトカム指標へ改善すべき</u>である。 ・ その際、<u>事業実施前後の国・地域との関係性の変化を含めた地域の状況をよく分析し、これを踏まえた戦略的な事業の実施となるよう指標を設定すべき</u>である。<u>対象地域に対する効果を定量的に測る指標の設定が困難な場合には、定性的な指標と評価システムの適切な運営を通じて、事業の妥当性を適切に説明できるよう客観性を担保すべき</u>である。 ・ 事業実施後の評価プロセスにおいて、<u>実績と課題の適切な把握</u>に努めるとともに、これらを<u>次年度以降の事業に確実に反映し、事業の着実な改善につなげるべき</u>である。その際、<u>限られた予算と人的リソースの中で効率的かつ正確にデータ収集を行うため、事務的負担の軽減も考慮した上で、国・地域の状況に合わせた形で時代に則した方法を検討すべき</u>である。 ・ なお、文化芸術交流の裾野を広げるためにも、例えば映画祭で、集客力のあるコンテンツについては相応の自己負担を求めるなど、<u>いずれは民間主体の取組に繋げていくことを目標設定の際の視点に加える</u>とともに、<u>実際に現地側のリソース等により事業の展開が可能な国・地域については、基金で事業を実施すべきか改めて検討し、民間主体による実施も含めた次のステージへ移行することを検討すべき</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期中期計画において、文化芸術交流事業を通して、「文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する」こと等を目的としているが、文化芸術交流事業のうち毎年継続的に実施している事業（造形美術、舞台芸術、出版、映像、放送コンテンツ）については、<u>中期目標に到達するための段階的な個別分野ごとの適切なアウトカム指標へ改善すべき</u>である。 	<p>指摘を踏まえ、適切なアウトカム指標の設定について検討を進める。具体的には、令和元年度中に、指標設定に関する有識者ヒアリングと海外機関の調査を開始した上で、令和2年度中に考え方の取りまとめを行う。</p>	<p>左記の対応方針を決定した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ その際、<u>事業実施前後の国・地域との関係性の変化を含めた地域の状況をよく分析し、これを踏まえた戦略的な事業の実施となるよう指標を設定すべき</u>である。<u>対象地域に対する効果を定量的に測る指標の設定が困難な場合には、定性的な指標と評価システムの適切な運営を通じて、事業の妥当性を適切に説明できるよう客観性を担保すべき</u>である。 	<p>指摘を踏まえ、適切なアウトカム指標の設定について検討を進める。具体的には、令和元年度中に、指標設定に関する有識者ヒアリングと海外機関の調査を開始した上で、令和2年度中に考え方の取りまとめを行う。また、これまでも定量指標に加え、定性的な評価を用いて事業効果を検証しているところであるが、令和2年度より、こうした評価結果を一層分かりやすい形で公表していく取り組みを開始し、事業の妥当性を適切に説明できるよう更なる客観性を担保する方策を検討する。</p>	<p>左記の対応方針を決定した。</p>	

<p>・事業実施後の評価プロセスにおいて、実績と課題の適切な把握に努めるとともに、これらを次年度以降の事業に確実に反映し、事業の着実な改善につなげるべきである。その際、限られた予算と人的リソースの中で効率的かつ正確にデータ収集を行うため、事務的負担の軽減も考慮した上で、国・地域の状況に合わせた形で時代に則した方法を検討すべきである。</p>	<p>引き続き実績と課題の適切な把握に努めるが、よりよい改善につなげるため、デジタル技術等も活用したより効率的かつ効果的なデータ収集の取り組みを、国・地域の状況も勘案しつつ、令和2年度より海外事務所所在国等可能なところから進めていく。</p>	<p>左記の対応方針を決定した。</p>	
<p>・なお、文化芸術交流の裾野を広げるためにも、例えば映画祭で、集客力のあるコンテンツについては相応の自己負担を求めるなど、いずれは民間主体の取組に繋げていくことを目標設定の際の視点に加えるとともに、実際に現地側のリソース等により事業の展開が可能な国・地域については、基金で事業を実施すべきか改めて検討し、民間主体による実施も含めた次のステージへ移行することを検討すべきである。</p>	<p>国際交流基金が実施する文化芸術交流事業においては、既に現地共催機関等に一定の経費負担を求めることや、一定の条件下で来場者に入場料の負担を求めるなどの取り組みを行ってきたが、指摘を踏まえ、基金事業が民間主体の取組につながった事例を質的に評価するなど適切な業績評価に努めつつ、目標設定については次期中期目標期間を見据え検討を進める。民間主体による実施も含めた次のステージへの移行については、国・地域の実情も踏まえて、引き続き検討を行う。</p>	<p>従来から実施している取り組みの更なる充実について左記の対応方針を決定した。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	中小企業の海外販路開拓支援（JAPAN ブランド育成・現地進出支援強化事業）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの中小企業の海外展開事業の成果を整理・検証し、今後の取り組むべき地域や分野等に係る戦略を策定し経済産業省の果たすべき役割や事業対象等を明確にする必要がある。 ・ロジックモデルにおける当該事業のアウトカムについて、現状の指標に加え支援対象となった企業の付加価値が支援後にどう増加したかを指標として追加する等、アウトカムを精緻にすべきである。 ・現地進出支援強化事業における海外見本市事業について、成約件数や成約金額については検証されているが、見本市終了後の3年後・5年後等に当該国への展開が継続されているかどうかをフォローアップし、事業効果を検証する必要がある。 ・なお、過去にJETROで海外コーディネーターを廃止した経緯を踏まえ、廃止したものがほぼそのまま復活するようなことがないようにすべきであり、JETROの運営費交付金や自己資金の枠内で行う本来業務と補助金で行う業務との関係を含めて、JETROの役割について精査すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの中小企業の海外展開事業の成果を整理・検証し、今後の取り組むべき地域や分野等に係る戦略を策定し経済産業省の果たすべき役割や事業対象等を明確にする必要がある。 	<p>【JAPAN ブランド育成】</p> <p>（対応方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事業の成果や、中小企業の海外展開における課題の検証、今後の戦略の策定のために、当該分野における有識者を交えた研究会を開催するなどし、その結果を踏まえ、今後取り組むべき地域や分野に係る戦略を策定する。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度予算概算要求までに、研究会の開催などによる検証及び戦略策定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針を決定。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ロジックモデルにおける当該事業のアウトカムについて、現状の指標に加え支援対象となった企業の付加価値が支援後にどう増加したかを指標として追加する等、アウトカムを精緻にすべきである。 	<p>【JAPAN ブランド育成】</p> <p>（対応方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、支援対象となった企業について、事業化状況報告書の提出により、補助期間終了後5年間の事業の進捗や成果の状況把握を実施してきたところ、今後は、事業化状況報告書において売上総利益等の経営指標の報告を求め、支援対象となった事業者の付加価値の伸び等をアウトカムに追加する。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降に実施する事業に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針を決定。 	

	<p>【現地進出支援】 (対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府目標である「2020年度までに中堅・中小企業の輸出額及び現地法人売上高を2010年比2倍を目指す」により整合的な指標を設定するべく、今年度から支援企業の輸出額・海外現地法人売上高の計測を開始したところ。 ・これにより、現地支援強化事業が金額ベースの政府目標に対し数量的にどれだけ貢献するのかについて来年度以降により精緻な把握が可能となる。 <p>これらを踏まえ、アウトカムの精緻化を検討する。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降に実施する事業に反映させる。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現地進出支援強化事業における海外見本市事業について、成約件数や成約金額については検証されているが、見本市終了後の3年後・5年後等に当該国への展開が継続されているかどうかをフォローアップし、事業効果を検証する必要</u>がある。 	<p>【現地進出支援】 (対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外見本市に参加した中小企業に対して、概ね一年以内に事業成果の把握、成約に向けた支援ニーズ、課題の把握と事後支援のためのフォローアップ調査を実施しており、見本市出展後も国内事務所等を通じて中小企業が抱える課題の解決に向けた支援を実施してきた。 ・また、ジェットロにおいては、企業情報、事業参加履歴、展示会等の成果実績を一元的に管理するデータベースの構築に取り組んでいるところ。 ・これら事業・ツールを用いて、事業参加者へフォローアップを見本市終了後の3年後・5年後まで行い、事業効果の検証を図る。 <p>(スケジュール)</p> <p>これまでの事業のフォローアップの検証結果を令和2年度以降の事業に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定。 	

<p>・なお、過去にJETROで海外コーディネーターを廃止した経緯を踏まえ、廃止したものがほぼそのまま復活するようなことがないようにすべきであり、JETROの運営費交付金や自己資金の枠内で行う本来業務と補助金で行う業務との関係を含めて、JETROの役割について精査すべきである。</p>	<p>【現地進出支援】 (対応方針)</p> <p>・本事業では、海外市場を獲得する潜在力を有しており、海外展開への意欲はあるものの、ノウハウを有していない中小企業に対して、中小企業の輸出・進出ニーズの高い「国・地域（東南アジア、欧州等）」や「産業分野（日用品、繊維、ヘルスケア等）」において、特定産業に特化した海外専門見本市(メゾン・エ・オブジェ(パリ))等を通じた商談機会の提供や、専門家による貿易投資相談を行う事業を実施している。</p> <p>・他方、運営費交付金では、大企業・中堅企業も含めた企業を対象に、中東・アフリカ等進出の難易度が高くかつ、政策ニーズの高いフロンティア市場に対し、総合見本市(イノプロム(ロシア))等の出展支援を通じ、日本の製品・技術の魅力やブランド力を総合的かつ統一的にプロモーションする事業等を行っている。</p> <p>・運営費交付金で行う業務と補助金で行う業務には上記のような違いがあり、補助金で行う本事業では、政府目標である中小企業の海外展開支援を達成するため、中小企業のニーズを踏まえ国の施策として確実かつ適切に実施することが求められることから、独立行政法人に事業の裁量が委ねられる独法交付金という形態ではなく、中小企業対策費を財源とし、国が事業の実施方法等を決めた上でより国がコミットできる補助事業として行っている。</p> <p>・JETROにおいて適切な補助金事業の執行が行われるよう、引き続き予算要求・執行プロセス等で不断の検証、見直しを図る。</p> <p>【JAPAN ブランド育成】 (対応方針)</p> <p>・指摘事項を踏まえJETROの役割を精査した結果、令和2年度当初予算において要求していた海外ニーズ発掘型事業については、海外ニーズを踏まえた商品・サービス開発の重要性の考えを令和2年度 JAPAN ブランド育成支援等事業(補助)内で専門家の活用を後押しすることにより反</p>	<p>【現地進出支援】</p> <p>・左記の対応方針を決定。</p> <p>【JAPAN ブランド育成】</p> <p>・指摘を踏まえ、海外ニーズ発掘型事業については、事業を実施しないこととした。</p>	
---	---	---	--

	映することとし、当該事業の実施について見直しを図る。 (スケジュール) 令和2年度事業の予算に反映させる。		
--	---	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省		
テーマ等	地方の創生（地域と関わる「関係人口」の創出拡大等）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会における地域づくりの担い手確保及び行政サービスの維持という政策テーマは重要ではあるが、両事業の予算の使われ方については大いに問題がある。各制度所管官庁が様々な事業に取り組んでいる中、地方公共団体の便益となる課題について、総務省が独自に全額国費の委託事業を行う妥当性は乏しく、本事業のあり方について、抜本的に見直す必要がある。 ・特に、関係人口創出・拡大事業において、ふるさと納税の寄付の募集や返礼品、イベント参加者の飲食費・交通費・宿泊費等の費用を国費で持つ件、また、広報用のホームページの作成等、国の事業として適当と言えない事案が含まれている恐れがあり問題である。 ・仮にモデル事業として継続するのであれば、国費の使途の厳格化や透明性の確保が必要であり、両事業とも既に相当数の事例を積み重ねていることから、1年から2年程度で円滑に事業終了すべく、出口戦略を明確化するとともに、採択件数や実施分野を厳に絞り込むべきである。また、これまでの事例の横展開状況の把握、専門家による事業効果の検証・公表も必要である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会における地域づくりの担い手確保及び行政サービスの維持という政策テーマは重要ではあるが、両事業の予算の使われ方については大いに問題がある。各制度所管官庁が様々な事業に取り組んでいる中、地方公共団体の便益となる課題について、総務省が独自に全額国費の委託事業を行う妥当性は乏しく、本事業のあり方について、抜本的に見直す必要がある。 ・特に、関係人口創出・拡大事業において、ふるさと納税の寄付の募集や返礼品、イベント参加者の飲食費・交通費・宿泊費等の費用を国費で持つ件、また、広報用のホームページの作成等、国の事業として適当と言えない事案が含まれている恐れがあり問題である。 ・仮にモデル事業として継続するのであれば、国費の使途の厳格化や透明性の確保が必要であり、両事業とも既に相当数の事例を積み重ねていることから、1年から2年程度で円滑に事業終了すべく、出口戦略を明確化するとともに、採択件数や実施分野を厳に絞り込むべきである。また、これまでの事例の横展開状況の把握、専門家による事業効果の検証・公表も必要である。 	<p>【関係人口創出・拡大事業】</p> <p>○秋の年次公開検証での指摘を踏まえ、本事業のあり方を、令和2年度から以下の通り抜本的に見直す。その上で、全国各地で関係人口が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献する姿を目指して、国費による委託事業等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の寄付の募集や返礼品、イベント参加者の飲食費・交通費・宿泊費、単なる地域に関する情報発信に係る経費等を対象外とすることで、国費の使途を厳格化する。 ・モデル事業については、関係人口の取組を深化させるため、関係人口と地域との協働に取り組む地方公共団体を支援する形として、採択件数等を絞り込んで実施する。 ・また、過去のモデル事業実施後の取組状況や横展開の状況について把握するとともに、専門家による成果検証を実施し、結果を公表する。 <p>○本事業は令和3年度までに終了する。その後の事業展開については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間中に全国各地で関係人口が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献する姿を目指すこととしており、本事業の成果を踏まえ、あり方を検討する。</p>	<p>【関係人口創出・拡大事業】</p> <p>○左記の対応方針を令和2年度予算政府案及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）に反映した。</p>	

	<p>【新たな広域連携促進事業】</p> <p>○本事業は、全国において多様な広域連携の取組を促進するとともに、国において全国各地の先進事例の知見を収集し、得られた知見についての情報提供等により、取組の横展開を促進する目的で実施しているものであるが、指摘事項を踏まえ、事業のあり方については、令和2年度から以下のとおり抜本的に見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択団体数、実施分野を絞り込み、今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化する。 <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①連携中枢都市圏の形成に係る取組、各制度所管官庁の事業対象となる取組は対象外とする。 ②新規性や全国展開の可能性が高く、他団体のモデルとなり、横展開が可能な取組のみを対象とする。 ③人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な取組として、行政需要や経営資源の長期的な変化の見通しの把握（「地域の未来予測」の作成）を行う取組を募集する。 <ul style="list-style-type: none"> ・また、取組の横展開を促進するため、これまでの取組内容を整理・分析し、有識者による検証も実施した上で、とりまとめ（事例集の作成等）を行い、その内容の公表・周知を徹底する。 <p>○本事業は令和3年度までに終了する。来夏にとりまとめられる予定の第32次地方制度調査会答申等を踏まえ、新たな事業展開を検討する。</p>	<p>【新たな広域連携促進事業】</p> <p>○左記の対応方針を令和2年度予算政府案（令和元年12月20日閣議決定）に反映した。</p>	
--	---	--	--

令和元年「通告」の指摘事項に対する各府省の対応状況

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省		
テーマ等	ローカル 10000 プロジェクト		
指摘事項	<p>・ローカル 10000 プロジェクト事業は、地域密着型事業の立ち上げを支援するため、地方公共団体が、地域金融機関の融資と協調して当該事業の初期投資費用を助成する場合、その助成に要する経費の一部を交付するもの。平成 24 年度より実施。</p> <p>・本事業は平成 24 年度からすでに多くのプロジェクト（累計 377 件、308 億円）が採択されている。平成 27 年度秋の年次公開検証の後、高い新規性・モデル性を交付要件とするなどの制度改正が行われたが、現在のところ、事業の最終的な成果目標や終了年度が決まっていない。さらに、地域経済に裨益する事業であるにもかかわらず、重点支援との名目で地方負担ゼロになる仕組みも存在。現行制度となった平成 28 年度以降、平成 30 年度まで事業の執行率は 3 割程度と低水準で推移しており、早急に本事業の波及効果を検証し、事業のあり方及び出口戦略について精査すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和 2 年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<p>・ローカル 10000 プロジェクト事業は、地域密着型事業の立ち上げを支援するため、地方公共団体が、地域金融機関の融資と協調して当該事業の初期投資費用を助成する場合、その助成に要する経費の一部を交付するもの。平成 24 年度より実施。</p> <p>・本事業は平成 24 年度からすでに多くのプロジェクト（累計 377 件、308 億円）が採択されている。平成 27 年度秋の年次公開検証の後、高い新規性・モデル性を交付要件とするなどの制度改正が行われたが、現在のところ、事業の最終的な成果目標や終了年度が決まっていない。さらに、地域経済に裨益する事業であるにもかかわらず、重点支援との名目で地方負担ゼロになる仕組みも存在。現行制度となった平成 28 年度以降、平成 30 年度まで事業の執行率は 3 割程度と低水準で推移しており、早急に本事業の波及効果を検証し、事業のあり方及び出口戦略について精査すべきである。</p>	<p>本事業は、民間事業者が単独で事業化を行うことが難しいものの、「あと一步」で実現できるような地域活性化に資する事業について、事業の立ち上げの際の初期費用に限って支援を行うものである。地方における経済の好循環の端緒が見られる中、産学金官の連携による地域密着型事業の立ち上げの促進を通じて、地域における産業振興への取組を支援し、アベノミクスの推進がもたらした経済の好循環を地方においてもさらに持続・拡大させていくため、事業のあり方を不断に見直しつつ、本事業を実施していく必要がある。</p> <p>平成 27 年度秋の年次公開検証における指摘事項を踏まえ、本事業における公費交付額に占める国費の割合は原則 1/2 とするとともに、地域の課題の中でも特に国として強力的に支援する必要があり、かつ、国として先導的に支援することで全国的な横展開を図るものについて、公費交付額の全額を国費で交付する重点支援の仕組みを設けている。この重点支援の対象項目について、今後は 3 年間を目途に定期的に見直すこととし、その観点から令和 2 年度の対象項目を精査するとともに、事業採択についてもより厳格に行うこととする。</p> <p>執行率低迷の要因として、創業支援ニーズの掘り起こしが十分でないことが挙げられる。このため、地方公共団体への周知とともに、地域金融機関や商工会議所・商工会等の関係機関への周知等を行うほか、地域おこし協力隊等地域での起業に取り組む者に対し直接的な PR の機会を設ける等、様々なルートを通じて積極的な働きかけを行い、更なる活用を促進すべくニーズの掘り起こしを強力に進めている。その結果、本年度においては現時</p>	<p>左記の対応方針を決定し、令和 2 年度予算政府案に反映させた。</p>	

	<p>点において執行率が6割程度の見込みとなっているところであり、今後も積極的な働きかけにより執行率の向上を図ることとする。</p> <p>本事業の波及効果については、本年度、事業の波及効果を示す指標の開発と、これまで採択し一定年数が経過した事業の効果検証を実施しており、あわせて作成する事例集とともに、全国の地方公共団体、事業者、金融機関等に情報提供し、更なる本事業の活用を図ることとする。来年度は、対象事例を絞り込んで検証を深め、先進自治体の取組の着眼点や事業を進める上での留意点等を整理する。</p>		
--	---	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金に必要な経費、国際宇宙ステーション開発に必要な経費		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金の全体について成果の最大化を図りつつ、執行の効率化を図る観点から、以下の取り組みを進める必要がある。 ・ 宇宙分野の研究開発については、厳しい財政制約を踏まえ、民間を含む外部からのリソース（資金、マンパワー等）も活用しつつ、効果的・効率的に進めていく共同研究開発を一層推進するべきである。その際、自己収入増加の促進について掲げたJAXAの中長期目標における取組状況を適切に把握する観点から、各年度ごとに民間を含む外部からの収入に関する取組目標（例：受入総額、運営費交付金に対する比率等）を設定するなど、取組状況の「見える化」を推進するべきである。 ・ 航空科学技術の研究開発については、開発の目的・効果に着目して官民の役割分担とそれに応じた負担を再整理し、民間資金をより一層活用しつつ研究開発を推進するべきである。 ・ 関連して、国際宇宙ステーション開発に必要な経費については、ゲートウェイ構想が実施段階を迎えるにあたって、速やかに国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」の役割を再整理するとともに、「きぼう」の民間開放を一層推進し、有償利用の受託研究等を拡大することでより効果的で生産的な研究開発としつつ、自己収入の確保に努めていくべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時 までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金の全体について成果の最大化を図りつつ、執行の効率化を図る観点から、以下の取り組みを進める必要がある。 ・ 宇宙分野の研究開発については、厳しい財政制約を踏まえ、民間を含む外部からのリソース（資金、マンパワー等）も活用しつつ、効果的・効率的に進めていく共同研究開発を一層推進するべきである。その際、自己収入増加の促進について掲げたJAXAの中長期目標における取組状況を適切に把握する観点から、各年度ごとに民間を含む外部からの収入に関する取組目標（例：受入総額、運営費交付金に対する比率等）を設定するなど、取組状況の「見える化」を推進するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間との共同研究開発及び外部資金獲得の促進に向けては、JAXAと非宇宙分野を含む民間企業との共創による新たな事業創出等の取組（J-SPARC）等の更なる充実や、宇宙探査をテーマとした宇宙開発利用の拡大と地上産業における事業化を目指す取組（宇宙探査イノベーションハブ）の宇宙探査以外の分野への適用等について、令和元年度中に具体的検討を進め、令和2年度から取組を開始する。これらの取組の他、宇宙分野の研究開発について、成果の最大化等に資する外部資金活用促進施策等を引き続き検討する。 ・ 自己収入増加に係る取組状況の「見える化」に向けては、外部資金等の獲得状況について、令和元年度業務実績等報告書（令和2年6月末までに公表）において詳細を記述することで「見える化」した上で、次年度に向けてPDCAを回しながら、適時適切な目標設定を行いつつ、その拡大を図っていく。 	左記の対応方針を決定した。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空科学技術の研究開発については、開発の目的・効果に着目して官民の役割分担とそれに応じた負担を再整理し、民間資金をより一層活用しつつ研究開発を推進するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民の役割分担等については、研究開発段階等を考慮した官民の役割分担等の在り方を令和2年度の年度計画に明記する。 ・ 民間資金の一層の活用に向けては、令和2年度も引き続き航空機電動化等における異分野も含む民間とのコンソーシアムでの研究開発体制の充実、強化等の取組を進める。 	左記の対応方針を決定した。	

<ul style="list-style-type: none"> ・関連して、国際宇宙ステーション開発に必要な経費については、ゲートウェイ構想が実施段階を迎えるにあたって、<u>速やかに国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」の役割を再整理するとともに、「きぼう」の民間開放を一層推進し、有償利用の受託研究等を拡大することでより効果的で生産的な研究開発としつつ、自己収入の確保に努めていくべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「きぼう」の役割の再整理については、「きぼう」の運用終了後も見据え、各国の検討状況も注視しつつ、地球低軌道における我が国の有人宇宙活動の在り方について、令和元年度中に選択肢を整理する。 ・「きぼう」の民間開放の一層の推進及び有償利用の受託研究等の拡大に向けては、既に超小型衛星放出サービス等で実施済みの民間企業への事業開放の他の事業への拡大や、JAXAと非宇宙分野を含む民間企業との共創による新たな事業創出等の取組（J-SPARC）の更なる充実を令和2年度も引き続き図っていく。 	<p>左記の対応方針を決定した。</p>	
---	---	----------------------	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	Living History（生きた歴史体感プログラム）事業		
指摘事項	<p>国際観光旅客税を充当する事業（以下、「旅客税充当事業」）については、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（平成29年12月22日観光立国推進関係会議決定。平成30年12月21日一部変更）により、具体的な施策・事業が決定されているところ、併せて、当該施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めにするのではない旨も明確にされている。</p> <p>本事業のうち文化資源活用事業費補助金について、全国の国宝や重要文化財、登録文化財が対象となっているが、<u>旅客税充当事業である以上、訪日外国人旅行者の増加に資することが明らかな施設に限定して実施するなど、事業の選定に当たっては、選択と集中を徹底すべきである。</u></p> <p>また、<u>訪日外国人旅行者の増加の効果に応じて、補助率に差異を設けるなど、費用対効果も考慮して事業を進めるべきである。</u></p> <p>更に、<u>訪日外国人旅行者の増加により効果的な事業に補助するため、事業実施前後における、訪日外国人旅行者の増加の効果を検証し、その後の事業選定の参考にすべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<p>・本事業のうち文化資源活用事業費補助金について、全国の国宝や重要文化財、登録文化財が対象となっているが、<u>旅客税充当事業である以上、訪日外国人旅行者の増加に資することが明らかな施設に限定して実施するなど、事業の選定に当たっては、選択と集中を徹底すべきである。</u></p>	<p>（対応方針）</p> <p>・下記のとおり以下の（1）から（3）までを全て満たすことを採択要件とし、インバウンドに資する地域に限定して事業を選定する。</p> <p>（1）平成31年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村及び日本遺産の構成文化財が存する並びに世界文化遺産の構成資産が存する、ユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村であることを原則（※）として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれていること。</p> <p>（※ 原則に当てはまらない市区町村を採択するに当たっては、有識者の意見を聴取し、決定するものとする。）</p> <p>（2）補助対象とする施設等の外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定すること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行う。</p> <p>（3）Wifi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があること。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>上記対応について、令和元年度中に検討し、令和2年度の補助金交付要綱等へ反映させる。</p>	<p>左記の事項を対応することを決定し、令和2年度予算案へ反映した。</p>	

<p>・また、訪日外国人旅行者の増加の効果に応じて、補助率に差異を設けるなど、費用対効果も考慮して事業を進めるべきである。</p>	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の額を決めるにあたり、現在の補助金の額の決め方に加え、設定する目標値及び訪日外国人旅行者の増加の効果に応じて、補助金の上限額を設定する。 <p>(スケジュール)</p> <p>上記対応について、令和元年度中に検討し、令和2年度の補助金交付要綱等へ反映させる。</p>	<p>左記の事項を対応することを決定した。</p>	
<p>・更に、訪日外国人旅行者の増加により効果的な事業に補助するため、事業実施前後における、訪日外国人旅行者の増加の効果を検証し、その後の事業選定の参考にすべきである。</p>	<p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の採択に資するため、事業により期待される事業効果として、インバウンドの現状値及び目標値、目標値に対する達成度（見込みを含む）を確認し、成果を検証する。目標未達の場合には、未達となった原因を分析し、インバウンドを増加させるための改善策を事業者に提出・実行させるとともに、その際得られた知見をその後の事業選定の参考とする。 <p>(スケジュール)</p> <p>上記対応について、令和元年度中に検討し、令和2年度の補助金交付要綱等へ反映させる。</p>	<p>左記の事項を対応することを決定した。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	公営住宅整備事業		
指摘事項	<p>公営住宅の整備については、老朽化に伴う建て替え需要が増加する中、厳しい財政状況を踏まえ、民間活用の促進を進めるとともに、予防保全の徹底、建設費の適正化等を進める必要がある。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅における PFI 事業・PPP 事業が公営住宅の整備戸数全体から見ていまだ少ない状況にあるが、そもそも PFI 事業等の実施検討を行っている自治体が少ないことを踏まえ、自治体へのノウハウの提供やコスト縮減に関する定量的な導入効果の提示を推進する等により、<u>PFI 事業等の実施をより一層促進すべき</u>である。 既存住宅ストックの有効活用の観点から、住宅セーフティネット法に基づく登録住宅について、既に供給促進計画を策定している自治体の取組事例を踏まえつつ、供給促進計画の策定を促し、登録戸数を着実に増やしていくべきである。 老朽化した公営住宅については、建て替えのみではなく、<u>長寿命化改善等の予防保全の取組（建物診断に基づく計画的な屋上防水や外壁改修等）を徹底</u>することにより、建て替え需要を可能な限り抑制・平準化すべきである。 公営住宅の建設費について、自治体によって大きな差があることを踏まえ、各自治体間での比較が可能となるよう建設費や取組事例の「見える化」を進めるとともに、補助限度額となる標準建設費について見直しを行い、その適正化を図るべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和2年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅における PFI 事業・PPP 事業が公営住宅の整備戸数全体から見ていまだ少ない状況にあるが、そもそも PFI 事業等の実施検討を行っている自治体が少ないことを踏まえ、自治体へのノウハウの提供やコスト縮減に関する定量的な導入効果の提示を推進する等により、<u>PFI 事業等の実施をより一層促進すべき</u>である。 既存住宅ストックの有効活用の観点から、住宅セーフティネット法に基づく登録住宅について、既に供給促進計画を策定している自治体の取組事例を踏まえつつ、供給促進計画の策定を促し、登録戸数を着実に増やしていくべきである。 老朽化した公営住宅については、建て替えのみではなく、<u>長寿命化改善等の予防保全の取組（建物診断に基づく計画的な屋上防水や外壁改修等）を徹底</u>することにより、建て替え需要を可能な限り抑制・平準化すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅における PFI 事業等の実施の促進について、PFI 事業等に関するノウハウのあるコンサル等の実務者への助成を通じて、地方公共団体の基本構想策定段階における必要な支援を実施するとともに、国土交通省において、PFI 事業に係るノウハウや導入効果等の先行事例を収集の上、地方公共団体に対して情報提供を行う。 【前段：令和2年度予算政府案等、後段：随時】 セーフティネット住宅の登録促進について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定の働きかけを行うなど登録促進のための施策を推進する。【随時】 公営住宅に係る建て替え需要の抑制・平準化について、地方公共団体による公営住宅等長寿命化計画の策定を引き続き推進する（目標：令和2年度末 策定率 100%）とともに、同計画に基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進する。【随時】 	<ul style="list-style-type: none"> PFI 事業等に関する基本構想策定段階における支援について、令和2年度予算政府案に盛り込んでいる。また、地方公共団体との会議等において、公営住宅における PFI 事業に係るノウハウや導入効果等の先行事例の情報提供を行っているところ、引き続き、会議等の機会を捉えて取組を継続する。 国土交通省住宅局による地方公共団体への個別訪問（平成30年度：19 団体、令和元年度：24 団体）や制度の周知を目的とした全国説明会（平成30年度：9 か所）・ブロック会議（令和元年度：3 ヶ所）において、賃貸住宅供給促進計画の策定も含め、セーフティネット住宅の登録促進のための働きかけを行っているところ、引き続き、会議等の機会を捉えて取組を継続する。 平成26年度より、公営住宅の建替事業及び改善事業において、公営住宅等長寿命化計画の策定を要件化し、計画の策定を推進している。また、平成28年には、公営住宅等長寿命化計画策定指針の改訂・充実を図り、計画に基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善の一層の推進を図っている。引き続き、会議等の機会を捉えて計画の策定や改訂後の指針に基づく計画の改定の働きかけを行う。 	

<p>・公営住宅の建設費について、自治体によって大きな差があることを踏まえ、各自治体間での比較が可能となるよう建設費や取組事例の「見える化」を進めるとともに、補助限度額となる標準建設費について見直しを行い、その適正化を図るべきである。</p>	<p>・公営住宅の建設費等の「見える化」について、国土交通省において、各地方公共団体のコスト削減の取組事例を収集の上、地方公共団体に対して情報提供を行う。また、公営住宅の標準建設費について、実態調査等に基づく見直しを行う。【前段：随時、後段：令和2年度予算政府案に反映】</p>	<p>・令和元年度より、公営住宅等整備事業において、コスト削減の取組を要件化するとともに、地方公共団体との会議等において、各地方公共団体のコスト削減の取組事例の情報提供を行っているところ、引き続き、会議等の機会を捉えて取組を継続する。また、平成30年度に実施した標準建設費に係る実態調査等に基づき、標準建設費の見直しを令和2年度予算政府案に盛り込んでいる。</p>	
---	---	--	--